

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)、南部町財務規則(平成 16 年南部町規則第 52 号。以下「財務規則」という。)及び本件公告に定めるもののほか、本件業務に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容

- (1) 業務の名称
地籍調査事業「一筆地調査業務」(R4 天萬の一部)
- (2) 業務の仕様
別添「仕様書」のとおり
- (3) 業務位置
南部町 天萬 地内
- (4) 履行期間
令和 7 年 5 月 30 日から令和 8 年 3 月 12 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 11 の規定に基づき、令和 7 年度南部町競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者であること。
なお、本件入札に参加する者であって、競争入札参加資格を有していない者は、令和 7 年度南部町競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和 7 年 5 月 16 日(金)正午までに 4 の(1)の場所に提出すること。ただし、当該申請書類の提出により競争入札参加資格者名簿に登録するものではないことを了解すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再入札を含む。)までの間のいずれかの日において、南部町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 16 年南部町告示第 40 号)第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内本店企業、且つ鳥取県西部地区に本店支店営業所又はその他の事業所(以下「事業所」という。)を有していること。ただし、事業所に従業員が 3 名以上常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 配置技術者は、地籍主任調査員又は地籍調査管理技術者、地籍総合技術監理者、地籍工程管理士とすること。
- (6) 鳥取県西部地区において、公告日より過去 5 年間に同種の業務を受注し

た実績があり、且つ誠実に履行していること。

3 契約者、契約担当課及び入札担当課

- (1) 契約者
鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1
鳥取県西伯郡南部町長 陶山 清孝
- (2) 契約担当課
鳥取県西伯郡南部町 建設課
- (3) 入札担当課
鳥取県西伯郡南部町 建設課 地籍調査室

4 入札手続き等

- (1) 入札の手続き及び物品の仕様に関する問合せ先
〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1
鳥取県西伯郡南部町 建設課 地籍調査室
電話：0859-36-8555 メール：kensetsu@town.tottori-nanbu.lg.jp
- (2) 入札説明書等の交付方法
令和 7 年 5 月 2 日(金)から令和 7 年 5 月 16 日(金)までの間にインターネットにて鳥取県西伯郡南部町建設課のホームページ(<http://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kensetsu/>)から入手すること。
ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。
 - ア 交付期間及び交付時間
令和 7 年 5 月 2 日(金)から令和 7 年 5 月 16 日(金)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。
 - イ 交付場所
(1)に同じ
- (3) 郵便による入札の可否
郵便による入札を実施する。
- (4) 入札の日時及び場所
 - ア 入札日時
令和 7 年 5 月 27 日(火) 午前 9 時 00 分
 - イ 開札日時
アに同じ
 - ウ 場所
鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1
鳥取県西伯郡南部町役場法勝寺庁舎 2 階大会議室

5 入札に関する問合せ先

(1) 疑義の受付け

本件入札に関する質問は、質問書(様式第 6 号)を作成し、メールにより 4 の(1)の場所に令和 7 年 5 月 13 日(火)正午までに提出すること。

なお、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和 7 年 5 月 14 日(水)正午までにインターネットにて鳥取県西伯郡南部町建設課のホームページ(<http://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kensetsu/>)よりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「参加資格証明書類」という。)を令和 7 年 5 月 16 日(金)正午までに 4 の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加資格証明書類を提出しない者並びに開札の時に於いて入札参加資格がないと認めた者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 参加資格証明書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された参加資格証明書類は返却しない。また、提出者に無断にて本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 参加資格証明書類

参加資格証明書類は次のとおりとし、提出部数は 1 部とする。

(1) 競争入札参加資格を有する者

ア 競争入札参加資格に係る申請書類受領書の写し

イ 入札参加資格確認書(様式第 1 号 A)

ウ 誓約書(様式第 2 号)

(2) 競争入札参加資格を有していない者

ア 入札参加資格確認書(様式第 1 号 B)

イ 誓約書(様式第 2 号)

ウ 一般競争入札参加資格審査申請書(様式第 3 号)

エ 登記簿謄本の写し

(ア) 法人：商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

- (イ) 個人：代表者の身分証明書
- オ 営業経歴書(受注履歴)
- カ 財務諸表の写し(直近決算期分)
 - (ア) 法人：財務諸表
 - (イ) 個人：収支内訳書又は決算書等
- キ 納税証明書の写し(直近 1 年分)
 - (ア) 法人：法人税、消費税、地方消費税及び市町村県民税
 - (イ) 個人：申告所得税、所得税、地方消費税及び市町村県民税
- ク 印鑑証明書の写し
- ケ 使用印鑑届(様式第 4 号)
- コ 役員等名簿(様式第 5 号)
- サ 労働保険料の納付が証明できるもの

8 資格審査について

- (1) 6 の(1)により提出のあった参加資格証明書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 7 年 5 月 19 日(月)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県西伯郡南部町長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 7 年 5 月 20 日(火)午後 5 時までに書面又はメール(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県西伯郡南部町長は説明を求めた者に対して、令和 7 年 5 月 21 日(水)午後 5 時までに書面又はメールにより回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は紙入札とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、仕様書の総額を見積もった額とすること。
- (4) 入札書(様式第 7 号)は、入札者名及び入札金額を記載すること。
- (5) 入札書封筒は、業務名、入札日、差出人及び入札書在中と記載し、送付履歴が確認できる方法にて郵送すること。(特定記録郵便、一般書留、簡易書留又はレターパック等)
- (6) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をした時は、当該抹消をした箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額はこれを改めることはできない。

- (7) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできない。
- (8) 入札回数は 3 回とする。
- (9) 再度入札は 4 日後に同じ入札者にて郵便による入札を行う。
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札者は、政令、財務規則、本件公告、設計書、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、設計書、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、南部町財務規則(平成 16 年南部町規則第 52 号。以下「財務規則」という。)第 146 条第 2 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札。
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札。
- (3) 入札開始の前日までに入札場所に入札書が到着しなかった場合の入札。
- (4) 郵便以外の方法による入札。
- (5) 不正の行為があった者のした入札。
- (6) 記名押印のない入札書による入札。
- (7) 入札書を鉛筆にて記載した入札。
- (8) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札。
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札。
- (10) 入札書の金額に訂正を施した入札書による入札。
- (11) 政令、財務規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札。

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規則第 126 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志がないと認める時は、入札の執行を中止、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当する時は、契約を解除することができる旨、契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除する時は、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県米子警察署に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合であっては、その役員及び経営に事実上参加している者、受注者が任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介又は交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団又は暴力団員であること若しくは(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けず、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る契約金額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託をする業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合